当別町

２０２５年

農業委員会だより

第１３号
（令和７年１月発行）
当別町農業委員会
〒061－0233
当別町白樺町 57 番地 3
電話 0133（23）3279

明けましておめでとうございます

昨年は全国で「令和の米騒動」が勃発、一時、町内のスーパーでも棚から米が消えました。ほどなく新米が流通して米不足は解消されましたが、円安や農業資材の高騰などの影響により他の農作物ともども高値が続いています。

我々農業生産者は農作物の価格を決めることはできませんが、委員一丸となって農作物の安定供給と当別町の農業を守りつつ、振興発展に努めていかなければならないと改めて痛感しております。

本年も皆様にとりまして実り多き年となりますよう祈念申し上げます。

当別町農業委員会会長　秋吉 稔之

後列左から佐々木(靖)委員・岸本委員・藤田委員・狩野委員・髙野委員・石田委員・山田委員・湯浅委員
前列左から泉委員・佐々木(彦)委員・古熊委員・秋吉会長・青山会長職務代理・高橋委員・目黒委員・佐々木(章)委員

農業委員の担当地区

議席番号	氏　名	担当地区	議席番号	氏　名	担当地区	議席番号	氏　名	担当地区	議席番号	氏　名	担当地区
①	青山　眞士	川下右岸	5	目黒　一雄	弁華別、茂平沢、青山	9	髙野　秀則	六軒町、当別市街	13	山田　裕一	町内全域
2	古熊　健一	若葉、上当別、下川町	6	泉　和浩	川下左岸	10	藤田　靖	町内全域	14	佐々木　靖	東裏、対雁
3	高橋　毅典	蕨岱	7	佐々木 章史	中小屋	11	石田　秀人	高岡	15	湯浅　浩道	金沢、樺戸町
4	佐々木 彦治	獅子内	8	狩野　菊恵	町内全域	12	岸本　辰彦	ビトエ	⑯	秋吉　稔之	当別太、太美市街

※①会長職務代理者、⑯会長

当別町農業委員会ホームページ　https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/noui/
こちらもぜひご覧ください

～農業委員会からのお知らせ～

新任農業委員の紹介

◆令和６年６月２４日就任　【氏名】藤田　靖
【就任にあたり一言】
未熟者ではありますが、農業委員としての役目を認識し、農地の維持、権利移動の適正化を念頭に置き、職務に邁進してまいります。

退任された農業委員

◆令和６年４月２６日退任（２期）【氏名】滝本　弘

会長が町政功労者賞を受賞

秋吉会長（右から３人目）が町農業の発展に尽力された功績などをたたえられ、令和６年１１月３日に後藤町長より表彰されました。

農業委員会の活動状況

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可や遊休農地の調査など農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置され、毎月総会を開催するなど農地利用の最適化を目指して日々活動しています。
活動例：①町内の農地パトロールの実施　②姉妹都市の宇和島市より農業委員会の町内研修受け入れ　③道内研修・視察の実施（令和６年度視察先：帯広市カルビー帯広工場）　④女性農業委員の活動及び研修への積極的な参加（令和６年度研修地：山形県山形市）

令和７年４月より農地の売買・貸借の仕組みが変わります！

現在、当別町では地域計画の策定作業を進めています。関係法令の改正に伴い、地域計画を策定した市町村における農地の売買・貸借は、原則北海道農業公社経由となります。
このことに伴い、農地の権利移動に利用されている農用地利用集積計画による売買・貸借は廃止されます。ただし、廃止前に公告された農用地利用集積計画は、期間満了まで有効です。

【農地権利設定の流れ】

所有者 ⇒≪買入≫ ⇐≪借入≫ 北海道農業公社 ⇒≪売渡≫ ⇐≪貸付≫ 耕作者

この仕組みを利用した事業には、「買入・売渡の農地売買等事業」と「借入・貸付の農地中間管理事業」の２つがあり、さらに農地売買等事業には、耕作者が「農地は欲しいけれど、今すぐには買えない」というニーズから５年間または１０年間貸し付けした後に売り渡しを行う貸付タイプと「農地を今すぐ買いたい」というニーズに対応した即売りタイプがあります。手数料の設定も以下のように変わります。

【買入・売渡の農地売買等事業の手数料】

〈従前〉

区　分			手数料・貸付料
所有者			公社買入価格の２％
耕作者	貸付	５年	公社買入価格の２％
		１０年	公社買入価格の２.７５％

（税別）

〈令和７年４月より〉

区　分			手数料・貸付料
所有者			公社買入価格の２％
耕作者	貸付	５年	公社買入価格の１％
		１０年	
	即売り		公社売渡価格の１％

（税別）

【借入・貸付の農地中間管理事業の手数料】

当面の間は手数料がなくなります。

新規就農者の紹介

令和６年に当別町東裏地区で新たに就農された明るく元気な熊谷宗磨（しゅうま）さん。
私、農業委員会広報係長の狩野が稲刈り真っ最中に突撃インタビューしたのでご紹介します！

新規就農とは思えない逞しさを感じる熊谷さん

狩野　就農のきっかけは？

熊谷　札幌市出身ですが、母が当別町の農家出身で以前から当別町での就農を考えていました。祖父に同行して当別駅前のふれあい倉庫に収穫した野菜を納めたりして、手伝いをしていましたが、今年、農家の叔父に弟子入りするかたちで就農しました。

狩野　念願が叶ったのですね！今年一年を振り返ってどうですか？

熊谷　師匠である叔父に教わりながら、十三ヘクタールほどの農地に麦をはじめ、米、小豆、いも、とうもろこし、なたねの耕作にひたすら取り組みました。おかげさまで、今年の取り組みを振り返って点数だと百点満点中八〇点。なんとか合格点だったかなと自負しています！もちろん叔父のおかげですが(笑)

狩野　将来への展望は？

熊谷　農作物の種類を増やしたいですし、納屋を立てて機械設備も充実させて収量も増やしたい、そうなると当然農地も増やさないと…、色々とやりたいことがどんどん膨らんできて、自分を信じてチャレンジしたいですね。

狩野　これから就農を目指す方へのアドバイスがあれば、お願いします！

熊谷　最近、若い方や退職された方々から就農したいという声を聞くことが多くなりましたが、農業は自然相手なので思うほど簡単ではありません。私の場合、身内に師匠となる叔父がいたので、農業のイロハを教わりながら就農できるという恵まれた環境にありました。

営農には農地、資金、機械やら必要なものはたくさんありますが、先ずは就農フェアなどへの参加や知人を頼るなりして、なんとか師匠となる農家さんを探して弟子入りすること。そして、教えられたことを自分のものにしながら様々な経験を重ねて、どんどん自信をつけていくことが就農への近道だと思いますので自分を信じてがんばってほしいです！

新規就農される方がいる一方で、離農者や少子高齢化の影響を受けて後継者不足が深刻な問題となっています。対策として、国や北海道、当別町では、日本の「食」を担う新規就農者を増やすため、様々な支援を設けています。熊谷さんのアドバイスを読んで「実際に農業を始めてみたいけど、どんな方法があるの？」と思われる方へ一部をご紹介します。

当別町農業総合支援センター https://ja-kitaishikari.or.jp/ 当別町農業総合支援センター	「はなのまち当別町で新規就農」するまでの流れや支援策をわかりやすく紹介しています。就農相談から就農後のバックアップまで、ワンストップでの支援を行っています。
北海道新規就農フェア 2024 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/191963.html	北海道主催で新規就農者を募集する自治体や雇用就農者を募集する農業法人のブースを設けて、本格的に新規就農者を検討している方向けに毎年開催している入退場自由のイベントです。
新・農業人フェア https://agri.mynavi.jp/shin-nogyojin/	農林水産省協賛で農業に興味がある方から就農を考えている方向けに多様な情報を提供するイベントのほか、どんな就農形態が適しているか「就農診断」サービスなども提供しています。

農地の賃借料情報

農用地利用集積計画で賃貸借された令和６年中の情報をとりまとめましたので、農地を貸し借りする際の目安としてください。
なお、金額は 100 円未満の端数を切り捨て 100 円単位としています。

（農地面積１０アール当たり）

賃貸借された地区名	地目	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	筆数（件）
青山・弁華別・茂平沢・六軒町・中小屋・金沢・樺戸町・若葉・上当別・下川町・本町市街地	田	14,800	18,500	12,100	100
	畑	6,200	7,500	5,000	4
東裏・蕨岱・対雁・川下獅子内・高岡・ビトエ・当別太・太美市街地	田	17,000	19,500	10,000	134
	畑	6,700	8,500	6,000	19
当別町平均額及び合計筆数	田	16,000	－	－	234
	畑	6,600	－	－	23
畑地化対象農地	田	6,500	7,000	6,500	12

令和７年　農地転用等申請の受付期限と集積会議、総会審議の日程

受付期限	集積会議	総会審議
１月　６　日（月）	１月 15 日（水）	１月 27 日（月）
２月　５　日（水）	２月 14 日（金）	２月 25 日（火）
３月　５　日（水）	３月 14 日（金）	３月 25 日（火）
３月 31 日（月）	４月 15 日（火）	４月 28 日（月）
４月 30 日（水）	５月 15 日（木）	５月 27 日（火）
５月 30 日（金）	６月 16 日（月）	６月 27 日（金）
６月 30 日（月）	７月 15 日（火）	７月 28 日（月）
７月 31 日（木）	８月 14 日（木）	８月 27 日（水）
８月 29 日（金）	９月 16 日（火）	９月 26 日（金）
９月 30 日（火）	10 月 15 日（水）	10 月 27 日（月）
10 月 31 日（金）	11 月 17 日（月）	11 月 27 日（木）
11 月 28 日（金）	12 月 15 日（月）	12 月 24 日（水）

注１　受付期限の翌日以降に申請された案件は、翌月の総会案件になります。
　２　新規就農等に伴う申請については、総会審議まで時間を要する場合があります。
　３　総会日程は、都合により変更する場合があります。
　４　現況証明は、積雪により現地調査が困難である為１２月～４月までの期間は受付していません。

●事前予約のお願い

農地転用・権利移動、現況証明などの申請や届出、相談のお客様で窓口が混み合い、長時間お待ちいただいたり研修・会議等で職員が不在にする場合があります。
大変お手数ですが、農業委員会事務局に事前予約の上、ご来庁いただきますようご協力をお願いします。

全国農業新聞の購読のお知らせ

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。
毎週金曜日発行、購読料月額７００円（送料・税込）で家族全員が楽しめる記事も充実していますので、購読のお申し込みをお待ちしております。

全国農業新聞

農業者年金で老後の安心に備えましょう！

〇農業者年金は積立方式で確定拠出型の安全で安心な公的年金です。
〇加入の要件は下記の3つだけです。
　①20歳以上60歳未満の方　②国民年金第1号被保険者
　③年間60日以上の農業従事者
〇39歳までの方は上記加入要件に一定の条件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。
〇保険料は、月額2万円から最大6万7千円まで千円単位で自由に設定できます。
〇支払った保険料は社会保険料控除の対象で税制上優遇されています。
〇終身年金で80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
〇ご相談はお気軽に最寄りのJAや農業委員会へ。